

幼児教育・保育の無償化について

(新制度未移行幼稚園用)

【令和5年4月版】

愛知県犬山市

教育部子ども未来課

## 目 次

1. 施設等利用給付認定について . . . . . 1 ページ
2. 施設等利用給付費について . . . . . 3 ページ
3. 預かり保育について . . . . . 9 ページ
4. 一時預かり保育（一時保育）について . . . . . 11 ページ
5. 私立幼稚園給食費補助金について . . . . . 13 ページ
6. 各種様式 . . . . . 14 ページ

# 1 施設等利用給付認定について

## 1. 施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育を無償化するしくみを「子育てのための施設等利用給付認定」といいます。幼稚園の在園児の方が無償化の対象となるために、犬山市（お住いの市町村）で「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があり、次の3つ区分に応じて、無償化の内容が決まります。

### 【子育てのための施設等利用給付認定の区分について】

認定区分	対象	内容
1号認定	満3歳以上の子どものうち、2・3号認定以外の場合	○授業料（入園料を含む）・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償化対象外
2号認定	3～5歳児で、保護者が「保育の必要性（※③参照）」に当てはまる場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども）	○授業料（入園料を含む）・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償 （施設条件・上限額あり）
3号認定	0～2歳児で、保護者が「保育の必要性（※③参照）」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）	

## 2. 保育の必要性について（保育を必要とする理由）

保護者それぞれが次の条件のいずれかに当てはまる場合に、保育の必要性が認められます。

1	就労	居宅内外で月60時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
2	妊娠・出産	母親の出産前後である場合 （出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目が属する月の月末まで）
3	疾病・障害等	保護者が病気・負傷・心身の障害等の場合
4	同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
5	災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
6	求職活動	求職活動中である場合
7	就学	就学や技能取得等の場合
8	DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
9	育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

### 3. 子育てのための施設等利用給付認定の申請に必要な書類について

(1) 1号・2号・3号共通

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第2（第7条関係））（全員必要）
- ・前年（または当年）1月1日現在犬山市に住所がない方は、該当年度の保護者の個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。

(2) 2号・3号を希望する場合

※保護者（父母）それぞれの証明書類が必要です。

保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】	
就労 （会社員・パート等）	<input type="checkbox"/> 就労確認書
就労（自営業）	<input type="checkbox"/> 就労確認書、 確定申告の写し・公的機関への届出等・チラシ・名刺・ホームページの写し等営業 の実態が判断できる資料
就労（内職）	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 作業依頼証明書
就労（農業従事）	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 出荷等の伝票 ※農業従事で田畑を耕作されている場合は、1人当たり田畑合わせて10アール以上の 農地を耕作していること、及び生計に寄与していること。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し
疾病・障害等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書
就学	<input type="checkbox"/> 合格通知・在学証明書・カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	<input type="checkbox"/> 就労確認書（育児休業期間を記入したもの）

### 4. 認定の内容に変更があった場合について

認定後、内容に変更が生じた場合は、改めて「子育てのための施設等利用給付認定申請書」（以下「認定申請書」という。）及び就労確認書等の添付書類が必要となります。変更が生じた際は、認定申請の手続きが必要となります。

申請手続きは、原則施設経由でお願いします。

市内で転居した場合	認定申請書
市外から犬山市に転入した場合	認定申請書、2号認定もしくは3号認定を希望する場合は、保育の必要性を証明する書類を添付
他園から転園した場合	申請手續不要 保護者に「認定」を受けているかを確認
1号認定から2号認定もしくは3号認定に変更を希望する場合	認定申請書、保育の必要性を証明する書類
2号認定もしくは3号認定で、保育の必要性の内容を変更する場合	認定申請書、保育の必要性を証明する書類
就労を辞めた等で、保育の必要性がなくなり、2号認定もしくは3号認定から1号認定になる場合	認定申請書

## 2 施設等利用給付費について

### 1. 無償化の支給額

月額25,700円上限

### 2. 支払い方法

＜代理受領による支払い＞

(幼稚園 → 犬山市へ申請 → 幼稚園への支払い)

- (1)施設等利用費請求書(様式3)及び『法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書(市町村提出用)」兼「請求額内訳書」(様式3-2)』を提出してください。(提出日:毎月10日まで)
- (2)途中入退園等により前月分の精算がある場合は、施設等利用費請求金額(精算分)内訳書(様式3-3)を、(1)と併せて提出してください。

#### 【請求→支払いスケジュール】

請求月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月・・・
請求書等提出		毎月10日までに請求(幼稚園→市) 施設等利用費請求書(償還払い用)様式3を提出						・・・
請求 対象月	初日-末日在籍	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	・・・
	月途中入退園 (精算がある場合)	-	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	・・・
支払日		毎月末日までに支払(市→幼稚園)						・・・

※3月は、翌月精算できないため、請求の過不足がある場合は、ご相談ください。

### 3. 施設等利用給付費の計算方法

- (1)入園料を含む場合(入園1年目)

月額授業料に、入園料(入園料/年間在籍月数)を合算した金額を請求してください。

※実費徴収している費用(給食費等)は無償化の対象外です。

- (2)入園料を含まない場合(入園2年目以降など)

月額授業料を請求してください。

※実費徴収している費用(給食費等)は無償化の対象外です。

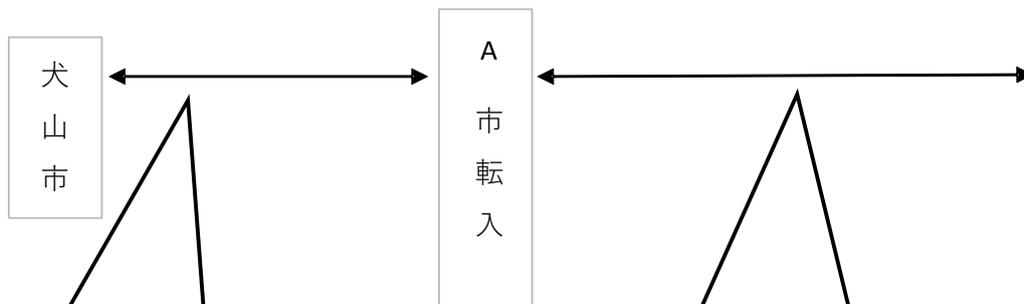
#### 4. 施設等利用費の日割り計算方法

・施設等利用費の日割り計算は以下のとおりです。

	月額換算額		上限額
	入園料	保育料	
月途中入退園	日割対応なし		日割対応あり
休学・復学			
転出・転入	日割対応あり		

- ・開園日数、提供日数は土日祝日以外の平日を数えます。  
 (休業日に実施する行事等の場合を除く)  
 ⇒年末年始は幼稚園休業中も含め、12/29～1/3 以外の平日を数える  
 ⇒長期休業中も預かり保育期間を含め、平日を数える
- ・園が休園となる場合(新型コロナウイルス感染症対応の場合を除く)、休園日は開園日数、提供日数に含めない。(R3.4 愛知県私学振興室へ確認)

<例1> 入園料 30,000 円、月額授業料 15,000 円の場合 (2/12 小牧市へ引っ越し)



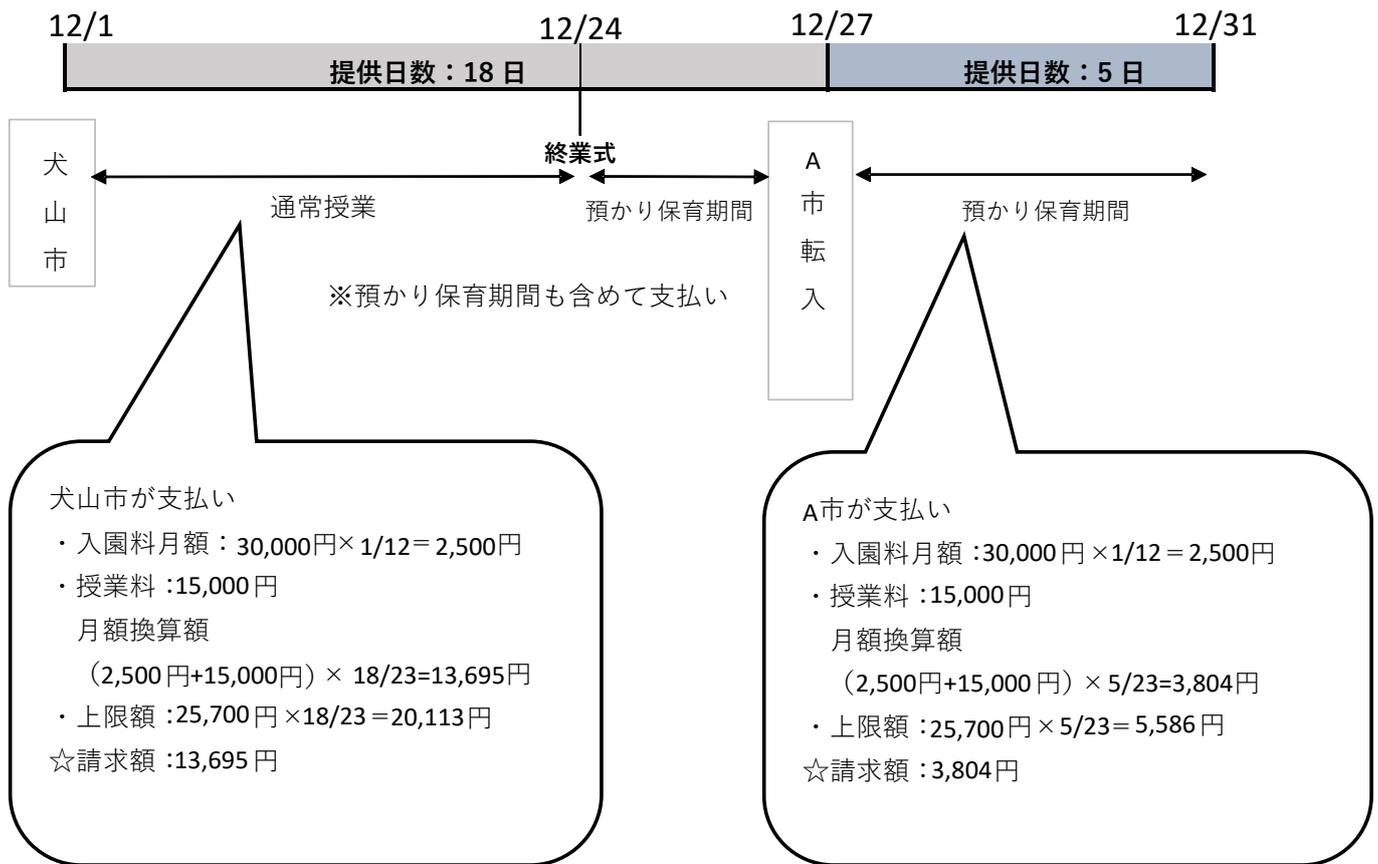
犬山市が支払い

- ・入園料月額 : 30,000円 × 1/12 = 2,500円
- ・授業料 : 15,000円
- 月額換算額  
 $(2,500円 + 15,000円) \times 6/18 = 5,833円$
- ・上限額 : 25,700円 × 6/18 = 8,566円
- ☆請求額 : 5,833円

A市が支払い

- ・入園料月額 : 30,000円 × 1/12 = 2,500円
- ・授業料 : 15,000円
- 月額換算額  
 $(2,500円 + 15,000円) \times 12/18 = 11,666円$
- ・上限額 : 25,700円 × 12/18 = 17,133円
- ☆請求額 : 11,666円

<例2> 入園料 30,000 円、月額授業料 15,000 円の場合



<例3> 8月12日退園 8月20日転出  
 入園料 30,000円  
 授業料 15,000円

・入園料:  $30,000円 \times 5/12 = 12,500円$   
 ・授業料: 退園のため日割りなし=15,000円  
 ・月額換算  
     :  $2,500円 + 15,000円 = 17,500円$   
 ・上限額:  $25,700円 \times 8/21 \Rightarrow 9,790円$   
 ☆請求額: 9,790円

<例4>

年長児、入園料なし 授業料 23,000円  
 3月24日退園 (終業式)  
 3月25日以降園の預かりなし  
 ※3月31日付けで卒園となるため、  
 終業式以降利用がない場合も 31日  
 以前であれば日割り対象となる。

・授業料: 退園のため日割りなし=23,000円  
 ・上限額:  $25,700円 \times 17/22 \Rightarrow 19,859円$   
 ☆請求額: 19,859円

参考: 次頁のパターンを参考に請求書を作成してください。

(宛先) 犬山市長

### 施設等利用費請求書

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園が  
施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私(請求者)は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、犬山市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。  
なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について、犬山市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を犬山市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 犬山市の要請・質問等に対応すること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者(請求者)

特定子ども・子育て支援提供者(請求者)	住所	
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	氏名	

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称		(市外の場合のみ記入)	
		電話:	

3. 当月分施設等利用費請求金額

請求する年月分	年	月分	当月分請求額
---------	---	----	--------

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書(様式3-2、3-3)」のとおり	前月分の精算が生じる場合は、5に記載をお願いします。6の「請求額」は「前月精算分」との合計額となります。
----------------------------------	--

5. 前月精算分施設等利用費請求金額

前月精算分請求額	円	(B)
----------	---	-----

6. 請求額(当月分施設等利用費請求額及び前月精算分施設等利用費請求額)

請求額	0	円	(A+B)
-----	---	---	-------

7. 振込先(※1)

金融機関名		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号		
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)		

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記委任欄を記入してください。

委任欄: 口座名義が異なる場合(法人名義など含む)は、記名をお願いします。

上記口座名義人に受領を委任します。

氏名

法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書(市町村提出用)」兼「請求額内訳書」

10月分	
月の日数	開所日数
31日	22日

数字を入れると「月分」、「日」は自動で入力されます。

**入園料**  
 ⇒生園在籍月数(予定)で除すことにより月額換算額を算出。  
 例) No1: 50,000円 ÷ 12ヶ月 = 4,166円 (小数点以下切捨て)

No.	氏名	フリガナ	認定子ども	認定番号	認定種別	年齢区分	入園		年月	年間の在籍月数(予定)	当月における異動事由	提供日数等			施設等利用費の算定(単位:円)			請求額						
							年	月				開始日	終了日	提供日数	開始	終了	支払額(月額換算額)							
																	入園料		保育料	入園料	保育料	計	上限額	
1			1号	1号	3歳児	4	4	1	12		1	31	22	10:00	14:00	50,000	22,000	4,166	22,000	26,166	25,700			
2			1号	1号	3歳児	4	10	1	6	入園	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,333	22,000	30,333	8,177		
3			1号	1号	3歳児	4	4	1	6	退園	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,333	22,000	30,333	10,513		
4			2号	2号	3歳児	4	4	1	6	休学	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,333	22,000	30,333	10,513		
5			2号	2号	3歳児	4	4	1	6	復学	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,333	22,000	30,333	8,177		
6			2号	2号	3歳児	4	10	1	6	転入(継続利用)	1	11	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	2,651	7,000	9,651	8,177		
7			2号	2号	3歳児	4	10	1	6	転入(継続利用)	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	2,651	7,000	9,651	8,177		
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								

入力は、  
**児童年齢順、  
 児童カナ氏名順**  
 をお願いします。

**月途中入退園の場合**  
 ⇒月額換算額は日割り計算せず、上限額は日割り計算する。  
 例) No2: 月途中入園  
 ・入園料...50,000円 ÷ 6ヶ月 = 8,333円  
 ・保育料...22,000円  
 ○月額換算額...8,333円 + 22,000円 = 30,333円  
 ○上限額...25,700円 ÷ 22日(開所日数) × 7日(提供日数) = 8,177円

**休学・復学の場合**  
 ⇒月額換算額は日割り計算せず、上限額は日割り計算する。  
 例) No4: 休学  
 ・入園料...50,000円 ÷ 6ヶ月 = 8,333円 (休学している月は除く)  
 ・保育料...22,000円  
 ○月額換算額...8,333円 + 22,000円 = 30,333円  
 ○上限額...25,700円 ÷ 22日(開所日数) × 9日(提供日数) = 10,513円

**大山市外へ転出、または市外から大山市へ転入の場合**  
 ⇒月額換算額・上限額ともに日割り計算する。  
 ※「真動事由」が転出入の場合は自動的に日割り計算されます。  
 例) No7: 転入継続利用  
 ・入園料...50,000円 ÷ 6ヶ月(開所日数) = 8,333円  
 8,333円 ÷ 22日(開所日数) × 7日(転入日からのその月の提供日数) = 2,651円  
 ※転園はしていないため、月数は在籍市町村に関わらず年間在籍月数で計算する。  
 ・保育料...22,000円 ÷ 22日(開所日数) × 7日(転入日からのその月の提供日数) = 7,000円  
 ※転園はしない転入の場合、保育料を日割り計算する。  
 ○月額換算額...2,651円 + 7,000円 = 9,651円

○上限額...25,700円 ÷ 22日(開所日数) × 7日(転入日からのその月の提供日数) = 8,177円  
 ※「提供日数」は大山市の認定期間内における提供日数を入力。

【参考】施設等利用料請求・日割りの考え方

月別換算額	月額換算額	
	入園料	保育料
月途中入退園	日割対応なし	
休学・復学	日割対応あり	
転出・転入	日割対応あり	

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	
施設・事業所の名称	



### 3 預かり保育について

#### 1. 無償化の対象者

幼稚園在園児で2号認定・3号認定を受けたもの

1号認定の児童が、保護者の就労等保育の必要性に該当して、預かり保育を利用する場合は、あらかじめ認定変更手続き（2号認定・3号認定）が必要になります。

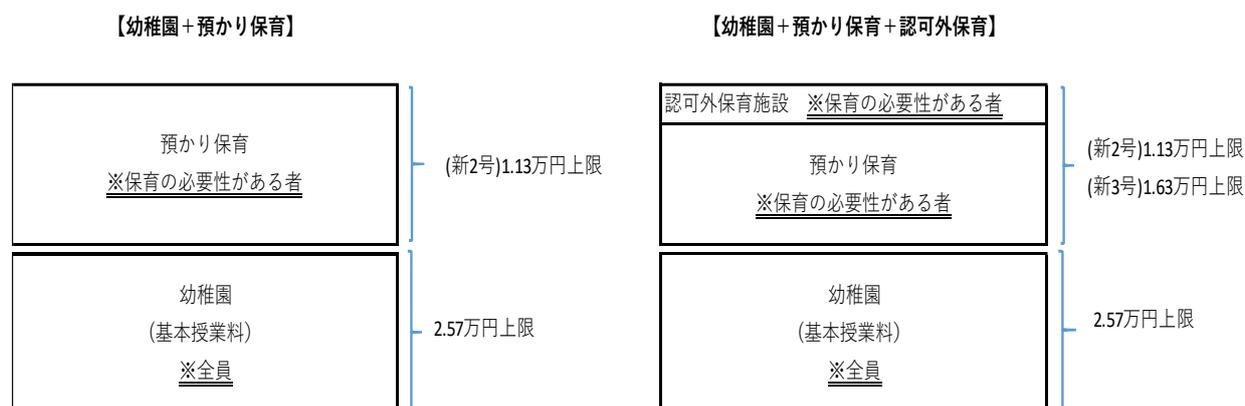
※認定の遡及はできませんので、上記の場合は保護者への案内をお願いします。

#### 2. 無償化の支給額（日額450円上限）

2号認定：月額11,300円上限

3号認定：月額16,300円上限

※実費徴収している費用（給食費等）は無償化の対象外です。



#### 【預かり保育の基本的な支給額の計算方法】

月ごとの利用日数×450円を支給限度額とし預かり保育の利用に要した費用を支給

支給額計算方法①	支給額計算方法②
【前提①】ある園の預かり保育利用料設定180円/時間	【前提①】ある園の預かり保育利用料設定400円/日
【前提②】ある園児の利用日数12日（1日3時間）	【前提②】ある園児の利用日数20日
<各月支給限度額> A 450円×12日=5,400円	<各月支給限度額> A 450円×20日=9,000円
<各月利用実額> B 180円×3時間×12日=6,480円	<各月利用実額> B 400円×20日=8,000円
<支給額の算出> A：5,400円 < B：6,480円であることから ※5,400円を支給（差額1,080円は支給対象外）	<支給額の算出> A：9,000円 > B：8,000円であることから ※8,000円を支給

### 3. 支払い方法

償還払いによる支払い

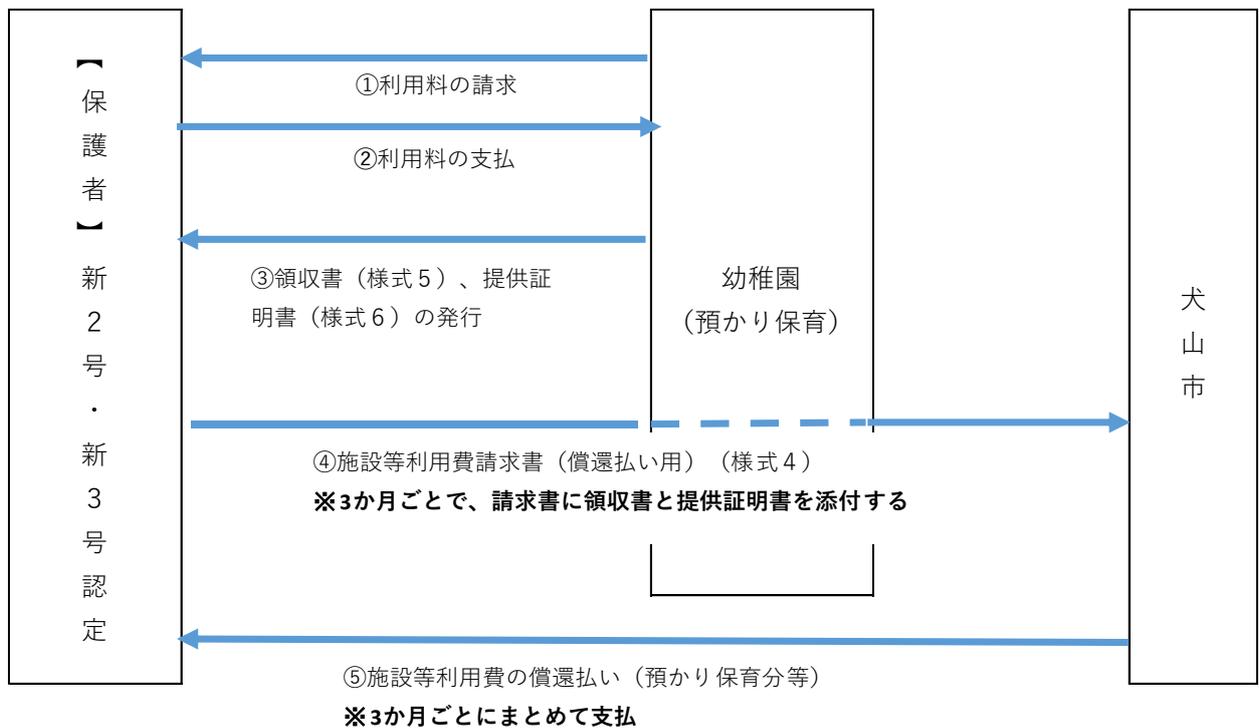
(保護者 → 幼稚園でとりまとめ → 犬山市へ申請 → 保護者への支払い)  
 支払時期は、3か月ごとのサイクルを予定しています。

請求スケジュール

区分	請求書提出〆切時期	支払時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月上旬	5月中旬

※会計年度の都合上  
 1～3月利用分の  
 提出期限を他の月  
 より早めています。

※預かり保育と一時預かり保育等を併せて利用した場合は、幼稚園でまとめて請求をしてください。



### 4. 幼稚園から保護者へ交付するもの

- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 (様式5)
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書 (様式6)

## 4 一時預かり保育（一時保育）について

### 1. 無償化の対象者

新2号認定・新3号認定を受けたもの

※保育の必要性に該当する方が、一時預かり保育を利用する場合は、あらかじめ市役所での手続きが必要である旨を保護者に説明してください。  
認定の遡及はできません。

幼稚園の在籍児が一時預かり保育を利用する場合は、在園している幼稚園が①②のどちらかの場合であることが必要になります。

①在園の幼稚園の教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満

②年間開所日数が200日未満

### 2. 無償化の支給額

#### (1) 幼稚園に在籍する児童

新2号認定：月額11,300円上限

新3号認定：月額16,300円上限

※実費徴収している費用（給食費等）は無償化の対象外です。

#### (2) 一時預かり保育のみ利用する児童

新2号認定：月額37,000円上限

新3号認定：月額42,000円上限

※実費徴収している費用（給食費等）は無償化の対象外です。

### 3. 支払い方法

償還払いによる支払い

（保護者 → 犬山市へ申請 → 保護者への支払い）

支払時期は、3か月ごとのサイクルを予定しています。

#### 請求スケジュール

区分	請求書提出〆切時期	支給時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月上旬	5月中旬

一時預かりについては、保護者が市への請求手続きを行うため、園より市に対する手続きは必要ありません。

幼稚園の預かり保育と一時預かりを併せて利用する場合は、在園の幼稚園より併せて償還払いの手続きをお願いします。

## 5 私立幼稚園給食費補助金について

### 1. 私立幼稚園給食費補助金とは

保育所において、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもを対象に、給食費全額を免除（国基準では副食費のみだが、犬山市においては給食費全額（主食費＋副食費））するのと同様に、私立幼稚園に在園する児童に対しても対象となる世帯に対し、給食費として施設が徴収する費用を市より補助するものです。

### 2. 補助対象者及び補助対象額

以下の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 市町村民税所得割額77,100円未満の子ども
- ② 小学校3年生以下の子どものうち第3子以降の子ども
- ③ 多子多胎世帯子育て支援事業の対象世帯（3人目以上の子どもを養育する世帯で3人目以降の子ども）（R4以降）

補助対象者については、施設等利用給付認定申請の提出の際に、市で所得状況等を確認し、補助対象者判定を行います。

〔4～8月分：前年3月頃通知　　9～3月分：7～8月頃通知〕

補助対象者となる方には施設経由にてお知らせします。

### 3. 支払い方法

代理受領による支払い

（幼稚園 → 犬山市へ申請 → 幼稚園への支払い）

#### 【補助金交付申請→支払いスケジュール】

免除対象者の申出書の提出	4月中～下旬
交付申請書の提出（4月～3月分）	6月頃
交付決定通知の送付	7月頃
請求書の提出	7月頃
補助金支払い予定日	8～9月頃
実績報告書提出期限	翌年4月初旬
変更決定後補助金支払い予定日	翌年4月下旬

### 4. 幼稚園から市へ提出するもの

- ・犬山市私立幼稚園給食費補助金交付申請書（様式第1（第3条関係））
- ・犬山市私立幼稚園給食費補助金所要額調書（別表1）
- ・犬山市私立幼稚園給食費補助金所要額算出明細書（別表2）
- ・その他関係書類

## 6 各種様式について

以下の様式については、犬山市のホームページからダウンロードすることができます。

- ・様式 2 (7 条関係) 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・様式 3 施設等利用費請求書
- ・様式 3-2 法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書（市町村提出用）」兼「請求額内訳書」
- ・様式 3-3 施設等利用費請求金額（精算分）内訳書
- ・様式 4 施設等利用費請求書（償還払い用）
- ・様式 5 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ・様式 6 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・様式 7 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（施設等利用費）
- ・様式 8 特定子ども・子育て支援提供証明書（施設等利用費）

【連絡先】 愛知県犬山市役所教育部子ども未来課保育園・幼稚園担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

電話 0568-44-0324 (直通)

アドレス 030300@city.inuyama.lg.jp